

目的積立わくわくプラン規定

1.(預金の預入れ等)

この預金への預入れは口座振替の方法によるものとし、1口あたり5,000円以上(1,000円単位)とします。振替口座、振替日、振替金額、振替方法等は別に提出された口座振替依頼書に記載のとおりとします。

この預金は口座振替のほか、1口あたり10,000,000円未満のものについて現金・小切手その他の証券類により当行国内本支店のどこの店舗でも預入れることができます。この場合は必ず通帳をお持ちください。なお、1口あたり10,000,000円以上のものについては、口座開設店において預入れできます。

この預金の預入れ口数は当行が定めた口数を限度とします。

2.(証券類の受入れ)

小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、口座開設店(以下「当店」という。)で返却します。

3.(預金の種類、期間、継続の方法等)

この預金口座を開設するときには、自由受取型、一括受取型またはおまとめサービス型のいずれかを指定してください。

自由受取型を指定されたときは、次のとおり取扱います。

A 個人名義の場合

預入れ(後記に規定する継続を含みます。)のつど、各別の「3年後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)(複利型)」(以下「自由金利型定期預金(M型)3年(複利型)」といいます。)とします。

「自由金利型定期預金(M型)3年(複利型)」は、満期日における元利合計額またはこれに同期日に預入された金額を合算した金額をもって「自由金利型定期預金(M型)3年(複利型)」として継続します。継続された預金についても以後同様とします。

B 法人名義の場合

預入れ(後記に規定する継続を含みます。)のつど、各別の「3年後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)(単利型)」(以下「自由金利型定期預金(M型)3年(単利型)」といいます。)とします。

「自由金利型定期預金(M型)3年(単利型)」は、満期日における元利合計額またはこれに同期日に預入された金額を合算した金額をもって「自由金利型定期預金(M型)3年(単利型)」として継続します。継続された預金についても以後同様とします。

一括受取型を指定されたときは、最終受取日を初回預入日から6か月以上5年以内で指定してください。

おまとめサービス型を指定されたときは、受取開始日を初回預入日から6か月以上3年以内で、また、おまとめ期間を6か月、1年、2年、3年の中から指定してください。ただし、受取開始日は2月29日を指定することはできないものとし、また、受取開始日を29日、30日、31日とした場合はおまとめ期間として6か月を指定できないものとします。この場合、受取日は、当該受取開始日から当該おまとめの期間を経過した応当日を次の受取日とし、以後、受取日から当該おまとめ期間を経過した応当日をそれぞれ次の受取日とします。

この預金のうち、一括受取型またはおまとめサービス型は、最終受取日の1か月前の応当日まで預入れることができます。なお、おまとめサービス型で振替終了日を指定されたときは、振替終了日以後の最初に到来する受取日を最終受取日とします。

この預金のうち、一括受取型またはおまとめサービス型は、預入日から預入日以後の最初に到来する受取日（以下「次回受取日」という。）までの期間に応じて次のとおり取扱います。

ただし、おまとめサービス型の次回受取日までの期間が1か月未満の場合は、預入日から次回受取日の次の受取日までの期間に応じて同様にお取扱いします。なお、この場合、「次回受取日」とあるのは「次回受取日の次の受取日」と読み替えるものとします。

個人名義の場合

A 預入れ（後記Bに規定する継続を含みます。）のつど次の各別の定期預金とします。

預入日（または継続日）の3年後の応当日から次回受取日までの期間が1か月以上の場合

3年後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）複利型

預入日（または継続日）の3年後の応当日から次回受取日までの期間が1か月未満の場合（ただし、この応当日が次回受取日となる場合を除きます。）

1年後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）単利型

預入日（または継続日）の3年後の応当日が次回受取日以降となる場合

次回受取日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）単利型

B 上記A、の定期預金の満期日が到来した場合は、その元利合計額および次の金額を合算した金額をもって次回受取日までの期間に応じて、上記Aに規定する定期預金のいずれかに継続します。継続後の金額についても以後同様とします。

その満期日に預入れがある場合はその預入金額

なお、合算後の金額が300万円以上となるときは、この預入金額は合算しません。

その満期日に後記5. に規定する中間利息定期預金の満期日が到来した場合はその中間利息定期預金の元利合計額

法人名義の場合

A 預入れ（後記Bに規定する継続を含みます。）のつど次の各別の定期預金とします。

預入日（または継続日）の3年後の応当日から次回受取日までの期間が1か月以上の場合

3年後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）単利型

預入日（または継続日）の3年後の応当日から次回受取日までの期間が1か月未満の場合（ただし、この応当日が次回受取日となる場合を除きます。）

1年後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）単利型

預入日（または継続日）の3年後の応当日が次回受取日以降となる場合

次回受取日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）単利型

B 上記A、の定期預金の満期日が到来した場合は、その元利合計額および次の金額を合算した金額をもって次回受取日までの期間に応じて、上記Aに規定する定期預金のいずれかに継続します。継続後の金額についても以後同様とします。

その満期日に預入れがある場合はその預入金額

なお、合算後の金額が300万円以上となるときは、この預入金額は合算しません。

その満期日に後記5. A に規定する自由金利型定期預金（M型）の満期日が到来した場合はその自由金利型定期預金（M型）の元利合計額

4.（預金の支払時期等）

自由受取型の場合

この預金に受入れた3年スーパー定期の継続を停止するときは、その預金の満期日（継続をしたときはその満期日）

までにその旨を当店に申し出てください。この申し出があったときは、満期日以後に支払います。

一括受取型およびおまとめサービス型の場合

この預金は、受取日に満期日が到来した定期預金を自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元金金はあらかじめ指定された預金口座（以下「受取指定口座」といいます。）に入金するものとします。

5. (利息)

この預金の利息は、次のとおり計算します。

預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）3年（複利型）の場合

預入金額ごとにその預入日（継続をしたときは継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および預入日（継続をしたときはその継続日）現在における当行所定の自由金利型定期預金（M型）利率（以下「約定利率」といいます。）によって、6か月複利の方法で計算し、満期日に元金に組入れます。

預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）3年（単利型）の場合

A 預入金額ごとにその約定日数および預入日（継続をしたときは継続日）現在における当行所定の約定利率によって計算し、次により取扱います。

預入日（または継続日）の1年後の応当日（以下「第1回中間利払日」といいます。）に預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、および預入日の2年後の応当日（以下「第2回中間利払日」といいます。）に預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日数について、預入日（または継続日）における当行所定の中間利払利率（前記Aの約定利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）による中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として支払い、第1回中間利払日または第2回中間利払日から通帳記載の満期日までの期間に応じて、前記3.

による該当期間の自由金利型定期預金（M型）を作成し、この預金に預入れます。その利率は中間利払日における当行所定の利率を適用します。

中間払利息を差引いた利息の残額は満期日に支払います。

預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）（預入期間3年を除く。）の場合

A 預入金額ごとにその約定日数および預入日（継続をしたときは継続日）現在における当行所定の約定利率によって計算し、取扱います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

預入日の1年後の応当日に、預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、当行所定の中間払利息を利息の一部として支払い、中間利払日から通帳記載の満期日までの期間に応じて、前記3.

による該当期間の自由金利型定期預金（M型）を作成し、この預金に預入れます。その利率は中間利払日における当行所定の利率を適用します。

中間払利息を差引いた利息の残額は満期日に支払います。

前、またはの利率は、当行所定の日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額について、その預入日（すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

この預金を満期日前に解約する場合の利息の計算は、第7条によります。

この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6. (非課税貯蓄限度額を超過した時の取扱い)

利息の元金組入れにより、この口座の非課税貯蓄限度額を超過するときは、次により取扱います。

利息を毎回振替えている振替口座に入金のうえ、元金を継続します。

振替口座のない場合は、利息は現金で支払い、元金を継続します。利息を受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

利息の元金への組入れによりこの口座の非課税貯蓄限度額を超過するときは、利息を受取指定口座に入金のうえ、元金を継続します。

前記5. A に規定する自由金利型定期預金（M型）の作成によりこの口座の非課税貯蓄限度額を超過するときは、中間払利息は前項と同様に取扱います。

7.（預金の解約）

この預金を解約（各別の定期預金を解約する場合があります。）するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当行に提出してください。ただし、前記4.の規定により受取指定口座へ入金する場合には、払戻請求書および通帳の提出は必要ありません。解約の際、場合により、本人確認書類の提示を求めることがあり、本人確認書類の提示がないときは、預金の解約をお断りすることがあります。

当行の債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は、満期日前に解約できません。

お客さまからの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合など当行がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合、その利息は、預入金額ごと預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率によって計算し、この預金とともに支払います。なお、満期日を預入日から3年としたものは、その預入日から解約日の前日までの日数について6か月複利の方法で計算します。

預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日とした自由金利型定期預金（M型）単利型の場合

A 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満 約定利率×50%（小数点第4位以下は切捨てます。）

C 1年以上3年未満 約定利率×70%（小数点第4位以下は切捨てます。）

預入日の3年後の応当日を満期日とした自由金利型定期預金（M型）単利型・自由金利型定期預金（M型）複利型の場合

A 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B 6か月以上2年未満 約定利率×20%（小数点第4位以下は切捨てます。）

C 2年以上3年未満 約定利率×50%（小数点第4位以下は切捨てます。）

この預金口座の残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは、解約元金が払戻請求書記載の金額に達するまでこの預金を1口毎に順次解約します。解約する順序は特に指定のない限り、預入日（または継続日）から解約日までの日数の少ないものからとします。

8.（届出事項の変更、通帳の再発行等）

通帳や届出の印章を失ったとき、または、届出の印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行に届け出てください。この届出の前に生じた損害については当行に故意または過失のある場合を除き、当行は責任を負いません。

通帳または届出の印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

9.（印鑑照合）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印章と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行

は責任を負いません。

10.(譲渡、質入れの禁止)

この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

11.(通帳の有効期限)

この規定によりお預りした預金について、最終受取日を指定された場合、その最終受取日に元利息を受取指定口座に入金した後は、通帳は無効となります。

12.(規定の変更等)

当行は、この規定を、預金者の利益に適合する場合、ならびに、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合に変更することができます。この場合、事前に、本規定を変更する旨、変更後の規定の内容および効力発生日を当行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法により周知することとし、効力発生日以降は、変更後の規定にしたがい取扱うものとします。ただし、預金者の利益に適合する場合の本規定の変更にかかる周知については、変更の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。

以上

(2020年4月1日現在)